

## 三井家同族会管理部会議録（その一）

「管理部会議録」について

明治三十五年四月一〇日三井家同族会事務局の一部局として設置された管理部は、明治三十八年一月から抜本的に改組され、その後明治四二年一月三井合名会社が設立されるまで存続した。ここに掲載する「管理部会議録」は、改組以前の明治三十七年一二月末までの三年間にわたる管理部管理部会の会議録であり、年度毎の第一号（明治三十五年度）、第二号（明治三十六年度）、第三号（明治三十七年度）と各年度を通した別録（明治三十五年度、明治三十七年度）と、合わせて四冊からなり、各冊とも半紙判野紙の管理部用箋に毛筆で墨書されている。この「会議録」は、大正四年九月原藏者の三井家同族会事務局から旧三井文庫に移管され、現在は財団法人三井文庫所蔵資料（追一九三〇～一九三三）となつていゝる。本号に掲載した分は、このうち明治三十五年四月に始まる明治

三十五年第一号冊であり、残りの三冊については次号以降に分載を予定している。

三井家同族会事務局管理部は、明治三十五年四月、三井家事業の全体的な統轄と統一的な発展を強化促進する機関として新設された。このとき制定された全二四条からなる管理部規則の第二条において、管理部はその目的をつぎのように定められた。

第二条 管理部ハ営業店ノ枢務ニ参与シ、常ニ其整理ヲ図リ、事業ノ伸縮興廃及ヒ方針等業務全体ニ関スルコトヲ審議シ、其意見ハ同族会ニ提出シ、又ハ重役会ノ議ニ附シ、兼テ同族ノ各営業店実況視察ノコトヲ主管ス

こうして管理部は、三井家事業の中枢にかかわる問題を審議する管理部会を置き、その会議を中心に機能することとなつた。管理部会の審議事項は、管理部規則第一四条において当初つぎの五項目が定められ、明治三五年一二月の改定でさらに「營業資産、

特別營業準備金等ノ運用ニ関スル件」が加えられた。

第十四条 管理部会長ハ、左ノ事項及ヒ之ニ類スル重大ノ件ニ就テハ、管理部会ニ於テ審案熟議シテ之ヲ同族会ニ提出スヘシ

一各營業店ノ整理、事業ノ伸縮興廃及ヒ方針等ニ関スル件

二各營業店ニ於テ業務ノ全部若クハ一部ヲ停止シ又ハ新ニ業務ヲ創設スルコトニ関スル件

三各營業店ノ重要ナル起業ノ計画及ヒ其費用支出ノ方法等ニ関スル件

四各營業店ノ使用人ヲシテ他ノ商會社若クハ商店ノ役員タラシメ、又ハ公務ニ就カシメントスル場合ニ関スル件

五公共事業ニ関スル件

従来これらのうち、第一項は三井家同族会の、また第二、四項は三井營業店重役会の審議事項であったが、改めて管理部会の主管となったものである。なお、三井營業店重役会の審議事項は管理部会に移った項目が削除され、残りの事項の大部分について、管理部規則第一五条により、管理部会で覆審されることになった。この点で三井營業店重役会と管理部会との関係は、後者が前者の上級機関的な役割をはたすことになったとみてよい。さらに、管理部は上記の機能をはたすために、自ら各營業店の調査をおこない、管理部会に資料を提供すること、また三井家憲の規定による同族の各營業店視察を管理部で準備、補佐することなどが管理部の日常的な業務であった。

管理部の構成は、管理部会長、理事、会員、書記からなり、発足時の顔ぶれはつぎのとおりであった。その後の異動は、明治三五年一〇月朝吹英二が理事専任になったことと、同三七年一月三井物産会社専務理事に就任した渡辺専次郎が会員となったことである。

会長 三井三郎助 (三井鉱山会社々長)

会員 三井八郎次郎 (三井物産会社々長)

同 三井高保 (三井銀行社長)

同 三井養之助 (三井物産会社監査役)

同 三井得右衛門 (三井鉱山会社監査役)

同 益田 孝 (三井物産会社専務理事)

同 團 琢磨 (三井鉱山会社専務理事)

同 朝吹英二 (三井呉服店専務理事)

同 早川千吉郎 (三井銀行専務理事兼同族会理事)

同 有賀長文 (同族会理事心得)

理事 益田 孝 (兼任)

朝吹英二 (兼任)

書記 成瀬隆蔵書記長他五名

なお、管理部会の構成員である会長、会員のうち、三井養之助、三井得右衛門、有賀長文の三名以外は、全て三井營業店重役会の会員を兼ねていた。

管理部会は明治三五年四月一七日(木)の第一回を始まりに、大體週一回の定例日(金曜日)に開かれ、明治三五年度五一回、同三

六年度五二回、同三七年度四〇回、通算一四三回の会議が持たれている。会議では各営業店提出の議案（大部分は三井営業店重役会から覆審のため回付されたもの）、三井営業店重役会提出議案、管理部提出議案、各理事発議々案等が審議され、可否が決定された。議案の数からみれば重役会から回付の覆審議案が大半を占めていたが、審議の結果からみればそれらの多くは可決され、「会議録」に審議経過が記録されたものは否決、保留、修正となつた少数の議案に限られていた。したがつて「会議録」の大半は、管理部会の単独審議事項にかんする審議内容の記録である。なお、審議が詳細にわたつた場合には、「詳細別録ニアリ」と注記のうえ、「別録」に記載されている。

管理部会で最も力を入れて審議された問題は、一言でいえば明治三〇年代半ばの段階で三井家事業が当面した諸事業の再整理ならびに資金の運用改善と新規投資等にかんする件であつた。したがつて、この「会議録」には各営業店の事業方針の決定過程、また、その過程と密接な関係にある事業整理の経過が記録されており、それらは、この期における三井の事業活動を知る重要な資料となつている。とくに、同様の三井家事業統轄機関として管理部と併存した三井営業店重役会の「議事録」（『三井事業史資料篇四下』財団法人三井文庫一九七二年に全文収録）と合わせて利用するとき、その資料的価値はいっそう高まるものと思う。

『三井事業史』の資料篇三ならびに同四上下の編集にあつて、本資料の収録に極力努めたが紙幅の都合で割愛せざるをえな

かつた。かかる事情から、本資料の掲載は、前掲資料篇の収録資料と相補われることを考慮している。管理部設置時の「管理部規則」全文ならびに明治三七年末の管理部改組関係資料は、『三井事業史資料篇三』（財団法人三井文庫一九七四年）に収録されている。また、改組前の管理部の動きが記録された資料として他に、「管理部日誌」第一一三号（三井文庫所蔵資料 追一九二六―二八）等がある。

なお、管理部の歴史については、松元宏論文「明治三〇年代における三井の事業統轄機構について」（『山崎吉雄教授還暦記念論文集』一九七二年）で、また管理部と三井営業店重役会との関係については前掲『三井事業史資料篇四下』の解題でそれぞれのべている。参照されることを希う。（松元宏）

## 凡例

- 一、用字は原則として通用の字体を使用し、仮名づかいおよび仮名片仮名の混用は原文のままとした。
- 一、読みやすくするため、適宜に句読点を加えた。
- 一、朱書は「」でくくり、右肩に（朱書）と注記した。
- 一、印判はその位置に○印をつけて（印）あるいは（某印）と注記し、花押および自署はその位置に（花押）、（自署）と注記し、また姓名がなく花押のみがある場合、（花押）（某）とした。

一、抹消個所で墨で消された文字には左傍に、をつけた。



(表紙)

明治三十五年四月起

管理部會議録

第 七 号

(原寸 縦 238mm, 横 162mm)

管理部會議録

明治三十五年四月起

(花押) (益田孝)

談アリ

一 四月十七日 (木曜日) 第七回管理部会ヲ開ク、出席員左ノ如

シ (花押) (益田孝)

会長 三井三郎助 ○(印)

會員 三井八郎次郎 ○(印) 三井養之助 ○(印)

三井得右衛門 ○(印) 早川千吉郎 ○(印)

有賀長文 ○(印)

會員 益田 孝 理事 朝吹英二 ○(印)

專務理事 益田 孝 当日協議セシ議事要項左ノ如シ

一 銀行提出、湖南汽船株式会社株引受ノ件 可決

一 呉服店朝吹英二王子製紙株式会社專務取締役就任ノ件 可決

一 四月十一日 (金曜日) 午后一時三井集会所ニ於テ管理部相談  
会ヲ開ク、当日出席員左ノ如シ  
会長 三井三郎助 ○(印)  
會員 三井八郎次郎 ○(印) 三井養之助 ○(印)  
三井得右衛門 ○(印) 團 琢磨 (自署)  
早川千吉郎 ○(印) 有賀長文 ○(印)

會員 益田 孝  
專務理事 三井家顧問伯爵井上 馨

會員 朝吹英二 ○(印)  
理事

当日ハ管理部設置上ニ就テ伯爵井上顧問意見ヲ述ヘラレ猶種々相

シ 一 四月十八日 (金曜日) 第式回管理部会ヲ開ク、出席員左ノ如

会長 三井三郎助 ○(印)

會員 三井八郎次郎 ○(印) 三井養之助 ○(印)

三井得右衛門 ○(印) 早川千吉郎 ○(印)

有賀長文 ○(印)

會員 益田 孝 理事 朝吹英二 ○(印)

專務理事 益田 孝 (花押) 益田孝

當日協議セシ議事要項左ノ如シ

一 物産会社提出、門司支店馬関出張所閉鎖ノ件 可決

一 全 山口俊太郎へ当会社ノ事務ヲ囑托スル件 可決

一 全 門司支店新築ノ件 可決

一 全 若松出張所新築ノ件 可決

一 四月廿二日(火曜日) 第三回管理部会ヲ開ク、出席員左ノ如シ

會長 三井三郎助 ○(印) 三井養之助 ○(印)

會員 三井八郎次郎 ○(印) 早川千吉郎 ○(印)

三井得右衛門 ○(印)

有賀長文 ○(印) 理事 朝吹英二 ○(印)

會員 益田 孝 專務理事 益田 孝 (花押) 益田孝

當日協議セシ議事要項左ノ如シ

一 銀行提出、矢田續懲罰案 可決

一 四月廿四日(木曜日) 午前十時第四回管理部会ヲ重役会室ニ於テ開ク、出席員左ノ如シ

會長 三井三郎助 ○(印)

會員 三井養之助 ○(印) 三井得右衛門 ○(印)

早川千吉郎 ○(印)

會員 益田 孝 理事 朝吹英二 ○(印)

專務理事 益田 孝 (花押) 益田孝

當日協議シタル要項左ノ如シ

一 銀行提出、早川專務理事山陽鐵道会社取締役受任ノ件 可決

三井銀行專務理事早川千吉郎儀、今度山陽鐵道会社定式總會ニ於テ全社取締役ニ當選相成候旨ニ付受任ノ義認可致度コト

一本会案、各營業店支店及ヒ出張所ニ管理部規則送付ノ件 可決

管理部規則中ニハ毎年一回支店長及ヒ相当者ヲ召集スル規程モ有之、且視察上ニ於テモ關係有之ニ付、各營業店支店長及ヒ出張所長用トシテ各部ツ、送付致度

一本会案、管理部會議日ノ件 可決

管理部會議定日ハ毎週金曜日一回トスルコト、尤モ右金曜日ハ重役會定日ニ付、交渉ノ上差支ナキコト、ナレハ実施スルコトニ決ス

一本会案、各營業店視察ノ件 可決

各營業店視察分担左記ノ通り相定メ、先ツ本店ヨリ視察着手スル

一 本会案、各營業店視察ノ件 可決

各營業店視察分担任左記ノ通り相定メ、先ツ本店ヨリ視察着手スル

一 本会案、各營業店視察ノ件 可決

各營業店視察分担任左記ノ通り相定メ、先ツ本店ヨリ視察着手スル

一 本会案、各營業店視察ノ件 可決

各營業店視察分担任左記ノ通り相定メ、先ツ本店ヨリ視察着手スル

一 本会案、各營業店視察ノ件 可決

三井銀行  
〔三井八郎次郎  
三井守之助〕

三井物産会社  
〔三井源右衛門  
三井得右衛門  
三井高縦〕

三井鉱山会社  
〔三井元之助  
三井得右衛門〕

三井呉服店  
〔三井養之助  
三井武之助〕

一朝吹理事免議、鐘淵紡績会社ニ九州紡績会社ヲ合同スルノ件

可決

鐘淵紡績会社ニ九州紡績会社ヲ合同スルトキハ綿ノ買入、器械ノ融通、使用人ノ節用ハ勿論、其他彼是利益尠ナカラサルノミナラス、大ニ九州地方ト三井トノ從來ノ行掛リヲ軽減スルノ利益モ可有之、殊ニ本期ハ九州紡績会社、鐘淵紡績会社トモ相当ノ利益可有之見込ニ付合同ノ好時機ト存候、只九紡ノ決算期ハ五月三十一日、鐘紡ハ六月三十日ニテ一ヶ月ノ相違アリ、且九紡重役ニ其際慰勞金給与ノ事等多少面倒ノ個案モアリ、旁九紡会社ノ方ハ他ノ株主ト異リ、三井ハ右決算期相違一ヶ月分ノ利益位ハ無論他株主ニ与フルト慰勞金等ニ充当スルノ止ムヲ得サル義モ可有之モ、其辺ノ事ハ管理部ニ於テ特ニ協議ヲ尽シ可申候間、先以テ合併ニ着手スル事御承認相成度、其場合ニ中津紡績会社都合能ク交渉相纏リ候ハ、自

衛上合同ノ必要可有之、何レ夫々交渉確定ノ上ハ更ニ伺出可申候へ共、予メ合併着手ノ義御承認相成度、其他朝吹理事ヨリ王子製紙株式会社成行ニ関スル報告アリ

一四月廿六日(土曜日) 第五回管理部会ヲ開ク、出席員左ノ如シ

会長 三井三郎助 ○(印)

会員 三井養之助 ○(印)

早川千吉郎 ○(印)

専務理事 益田 孝

会員 朝吹英二  
理事 (花押) (益田孝)

当日協議シタル要項左ノ如シ

一銀行提出、東京電気鉄道株式会社ニ関スル件 可決

一四月廿九日(火曜日) 第六回管理部会ヲ開ク、出席員左ノ如シ

(花押) (益田孝)

会長 三井三郎助 ○(印)

会員 三井八郎次郎 ○(印)

三井得右衛門 ○(印)

有賀長文 ○(印)

専務理事 益田 孝

会員 朝吹英二 ○(印)  
理事

当日協議シタル要項左ノ如シ

一銀行提出、米山梅吉大阪支店次長ニ任命ノ件 可決

一企 〃 大阪支店次長ニ月手当及役宅料給与ノ件 可決

一物産会社提出、山口俊太郎ヲ無給罷役ト為シ置ク件 可決

一物産会社提出、茶木綿拾万反迄ヲ限り一時先買認可ノ件 可決

一五月二日(金曜日) 午後一時半重役会室ニ於テ第七回管理部

会ヲ開ク、出席員左ノ如シ

(花押)(益田孝)

会長 三井三郎助 ○(印)

会長 三井養之助 ○(印)

早川千吉郎 ○(印)

専務理事 益田 孝

理事 朝吹英二 ○(印)

当日協議シタル要項左ノ如シ

一重役会案、三井營業店使用人身元保証金規則改定ノ件

本案ハ重役会未決中ノ案ニ基キ協議ヲナシ、多少修正ノ上管

理部ノ意見ヲ概定シ、理事ノ身元保証金ニ関シテハ他ノ重ナ

ル会社ノ振合ヲ取調ヘ、追テ協議スルコトニ決ス

一銀行提出、欧米諸國ヘ派遣員ノ件

本案ハ銀行ヨリ二人ヲ派遣スルノ草案ナリシカ、之ハ銀行ノ

ミニ限ラス各營業店ヨリ、毎年凡ソ二人位在外可然トノ意向

ニテ、差当リ銀行ヨリ一人派遣スベキコトニ協定ス

一益田専務理事發議、三井部外応援者ニ関スル件

三井ノ如キ大家ニ在リテハ、局外ニ兩三名若クハ三、四名陰

然応援スル者必用ニテ、物産ニテハ半公然ニ児玉少介氏ニ囑

托シ、又鉦山会社ニ関シテハ衆議院議員野田卯太郎氏永江純

氏ニ対シ別ニ囑托セント云フ次第ニハ無之モ、是等ノ人々ニ

依リ密ニ局外ノ三井ニ対スル批評等ヲ探クルハ勿論、事業上

ニ就テノ注意応援ヲ得ル為メニ千五百円位ツ、贈リ、又半年

末都合ニ依リテハ其事件終結ノ場合ニ報酬シ居リ間接ニ利益

スル所尠ナカラス、就テ元農商務省農務局長、総務長官等実

業直接ノ当路ニ在リシ貴族院議員藤田四郎氏ハ種々ノ方面ニ

交際広キ人ニテ右ノ目的ニハ至極適當ニ付、其心當トシ注意

ヲ請ヒ時ニ或ハ尽力ヲ依頼致サハ大ニ都合ヲ得ルコト可有之、

其報酬ハ依囑事件ニモ由リ可申モ、先差シタル事件ノ有無ニ

関ハラス年凡ソ貳千円位贈ルヘキカ云々陳述アリテ、彼是協

議ノ末可然ト決ス

一本会案、同族視察ニ関スル注意書

一三井銀行提出、銀行營業規則改正ノ件

一益田専務理事發議、芝浦製作所ニ関スル件

右三件ハ次回ニ協議スルコトニ決ス

其他朝吹理事ヨリ王子製紙会社ニ関スル件ニ付報告アリテ、彼

是協議セリ

○(三井八郎次郎印)



一五月六日（火曜日） 第八回管理部会ヲ開ク、出席員左ノ如シ

（花押）（益田孝）

会長 三井三郎助 ○（印）

○（朝吹英二印）

會員 三井八郎次郎 ○（印）

三井養之助 ○（印）

三井得右衛門 ○（印）

早川千吉郎 ○（印）

有賀 長文 ○（印）

專務理事 益田 孝

會員 朝吹 英二

當日協議シタル要項左ノ如シ

一物産会社提出、田川郡炭田ニ関スル紛紜示談方ノ件 可決

一企 〃 石田富次郎ニ対スル貸整理方ノ件 可決

一鉱山会社提出、口ノ津浸水地ニ関シ契約締結ノ件 可決

一五月八日（木曜日） 第九回管理部会ヲ開ク、出席員左ノ如シ

（花押）（益田孝）

会長 三井三郎助 ○（印）

○（朝吹英二印）

會員 三井養之助 ○（印）

三井得右衛門 ○（印）

早川千吉郎 ○（印）

有賀 長文 ○（印）

專務理事 益田 孝

會員 朝吹 英二 ○（印）

當日覆審シタル要項左ノ如シ

一銀行提出、大蔵省証券応募ノ件 可決

以上 ○（三井八郎次郎印）

五月九日（火曜日） 重役会室ニ於テ第拾回管理部会ヲ開ク

出席員 ○（三井三郎助印）

○（有賀長文印）

○（三井養之助印）

○（三井得右衛門印）

協議要項

一本会案、營業店視察ニ関スル会長ノ注意書 可決

本案ハ營業店一般ノ視察ニ付注意スヘキ概要ヲ挙ケタルモノ

四項、次ニ銀行、物産、鉱山及ヒ呉服店ノ四会社ニ関シ、殊

別ニ數項ヲ記載セルモノナリ

一芝浦製作所ニ関スル件

芝浦製作所ハ差当リ買取人見当ラス、亦会社ヲ起シテ之ヲ引

受ケントスル者モ無之処、目前次第ニ腐朽ニ陥ルニ付、何分

現在ノ儘永ク存置スルコトハ難出来、就テハ工場内ニ鐵道ヲ敷

キ入レ得ヘキ地ヲ相シテ、兎ニ角移転スルコトハ如何ニ処分ス

ルモ必要ナルベシ、若シ其間或ハ其後トテモ好キ買人アラハ

売却スル方可然モ、万一其事使用人職工等ニ洩ル、トキハ大

影響ヲ及ホシ甚敷不利益ヲ来スヘキヲ以テ、秘密ニ相手ヲ見

出スコトヲ勉ムルコト、シ、差当リ市街電氣鐵道發電所ニ充

ルコトハ如何カ、先ツ朝吹理事ヨリ其重役ニ内々交渉ヲ試ム

ルコトニ協定ス

一銀行提出、營業規則改正ノ件

本案ハ尚ホ能ク取調ノ上追テ協議スルコトニ決ス

以上 ○(早川千吉郎印)

○(三井八郎次郎印)

五月十三日(火曜日) 第拾壹回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(有賀長文印)

○(三井養之助印)

○(三井得右衛門印)

協議要項

一 銀行提出、貝島太助貸金ニ関スル件

可決

一 物産会社提出、紐育、横浜両店へ生糸式百五拾俵売越買越認可ノ件

可決

一 重役会提出、藤山雷太へ恩給金追給ノ件

可決

以上 ○(早川千吉郎印)

○(三井八郎次郎印)

五月十六日(金曜日) 午後一時三十分ヨリ重役会室ニ於テ第拾

式回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

○(三井養之助印)

当日ハ協議々件無之、只報告書類及ヒ益田専務理事ヨリ各店整理ノ準備等ニ付陳述アリシノミ

以上 ○(早川千吉郎印)

○(三井八郎次郎印)

五月二十日(火曜日) 第拾參回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

○(三井養之助印)

協議要項

一 物産会社提出、銀貨国在勤者ノ俸給改正ノ件

可決

一 重役会提出、三井營業店使用人身元保証金規則改定ノ件

可決

一 呉服店提出、新町及前橋両紡績所全国絹糸紡績業者大合同ニ加入ノ相談ニ就テ伺ノ件

可決

本案ニ関シ本部ノ意見ハ、提案ノ通り合同スルヲ得策ナリトス

理由

新町紡績所ハ先年迄大ニ利益アリシモ、同業者ノ統出セシヨリ供給需用ニ超過シ、昨年下半年ノ如キ大ニ損失ヲ来スニ至レリ、前途ヲ案スルニ、到底此ノ供給過度ノ趨勢ヲ脱スルヲ能ハサルベシ、又前橋紡績所ハ尚ホ多少ノ利益ハアルモ、今日ノ如ク同業者間ニ於テ互ニ競争スルニ於テハ、其結果亦終ニハ困難ニ陥ルベク、殊ニ新町紡績所ノ機械ノ如キ最モ古物ニテ、若シ永ク我手ニ存置センニハ、勢ヒ多資ヲ投シテ新式機械ニ換ヘザルベカラズ、旁道回ノ一大トラストニ加入シ、内ニハ整理ノ一端トシ外ニハ從來ノ弊害ヲ一掃シ、将来ノ目途ヲ立ツルコトハ、尤モ必要ニシテ実ニ合同ノ好時機ナリト

ス、此合同ニ洩レタルハ僅カニ日本絹綿及ヒ富士紡績ノ二会社ノミニシテ、其他重ナル会社ハ加入スルコナレハ、我國ニ於ケル一大紡績会社トナリ、競争ヲ絶チ需用供給其宜キヲ謀ルコトヲ得ヘクニ付、本案伺ノ如ク加入可然ト審案ス（同族会へ提出意見）

以上 ○(早川千吉郎印)

○(三井八郎次郎印)

五月廿七日（火曜日） 第拾四回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

○(三井養之助印)

(自署)(団琢磨)

協議要項

一物産会社提出、漁業部員へ特別賞支給ノ件 可決

一鉱山会社提出、阿部唯吉死去ニ付特別恩給金給与ノ件 可決

一鉱山会社提出、潮田傳五郎死亡ニ付特別恩給金給与ノ件 可決

以上 ○(早川千吉郎印)

○(三井八郎次郎印)

五月三十日（金曜日） 午後一時三十分重役会室ニ於テ第拾五回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

○(三井得右衛門印)

○(有賀長文印)

(花押)(益田孝)

協議要項

一鉱山会社提出、田川炭礦隣坑区伊田坑買入ノ件 可決

一呉服店提出、新町紡績所金四拾五万円ノ価格ヲ以テ絹糸紡績業者大合同ニ加入ニ付伺ノ件 未決

一本会提出、三井銀行特別營業準備金徴取免除ノ件 未決

先般同族会ニ於テ制定相成リタル特別營業準備金規程ニ依レハ、各營業店共之ヲ納付スヘキト至当ナレハ、銀行ノ如キ其成蹟ヲ公告シ、信用ヲ以テ營業ノ基礎トスルモノニ於テハ、積立金及ヒ後季繰越金等ノ減少ハ、信用上ニ大影響ヲ及ホシ甚面白カラス、自ラ他商店トモ異リ候ニ付、同規程第三条ノ旨趣ニ依リ特別營業準備金徴取ノ義当分免除ノコトニ相成度此義予メ本会ヨリ開申候也

一本会提出、三池築港資金支出方ニ関スル件 未決

三池築港ノ義ハ、曩ニ五ヶ年継続事業資金三百万円ト予定シ着手ノコトニ決定其旨内達アリ、尤モ其支出方ハ追テ議スルコトニ相成居リ候処、該築港ハ三池炭礦經營上必要欠クベカラサル問題ニシテ固ヨリ同礦ト密接ノ關係アレハ鉱山会社ノ事業トシ、三池炭礦員ノ中ヲシテ之ニ当ラシムルコト適當ナリト信ス、就テ鉱山ノ每半季ノ積立金ハ凡ソ式拾万円即チ年四拾万円程アリ、此積立金ヲ以テ先ツ築港費ニ投シ其不足ハ、一、三井家同族会ヨリ此事業完成迄金壹百万円ヲ限度トシ、

毎年參拾万円以内特別營業準備金ヲ以テ補助支出スル

一、工事ノ都合材料用品ノ買入等ニテ一時ニ多額ヲ要シ、又ハ營業店ノ利益少ク、随テ鉦山会社積立金若クハ特別營業準備金等少額ノ場合ノ準備トシテ、三井銀行ヨリ從來鉦山会社へ貸金ノ外、築港事業ノ為メ特ニ一時融通ヲ与フルト御決定可然、而シテ弥々本事業完成ノ上ハ、此築港費中鉦山会社積立金及特別營業準備金ヨリ支出シタル額丈ケ、鉦山会社ノ資金ヲ増加スルコト適當ト信スレバ、其ハ追テノ議トシ先ツ以テ前記ノ通り御認可相成度

以上 ○(早川千吉郎印) ○(三井八郎次郎印)

六月三日(火曜日) 第拾六回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印) ○(有賀長文印)

○(三井得右衛門印) ○(三井養之助印)

(花押)(益田孝) (自署)(團琢磨)

協議要項

一物産会社提出、上海支店新築并ニ地所不用部分売却ノ件

可決

一鉦山会社提出、參事任命ノ件

可決

一全 田川炭礦職務章程中追加ノ件

可決

一全 田川及山野炭礦起業費償却季數決定ノ件

可決

一呉服店提出、新町紡績所金四拾五万円ノ價格ヲ以テ絹糸紡績業者大合同ニ加入ニ付伺ノ件

本案ハ前会ニ於テ未決中ナリシ処、本会ニ於テ可決ス  
以上 ○(三井八郎次郎印) ○(三井八郎右衛門印) ○(早川千吉郎印)

六月六日(金曜日) 第拾七回管理部会ヲ重役会室ニ於テ開ク

出席員 ○(三井三郎助印) ○(三井養之助印)

○(三井得右衛門印) ○(有賀長文印)

○(早川千吉郎印)

協議要項

一本会提出、三井銀行特別營業準備金徴収免除ノ件

一本会提出、三池築港資金支出方ニ関スル件

右二件ハ五月三十日第拾五回管理部会ニ於テ未決中ナリシ処

本回ニ於テ可決ス

一本会提出、白井喜代松書記專任ノ件 可決

管理部書記兼務 白井喜代松

管理部書記ヲ命ス

月給百六拾円ヲ給与ス

三井家同族会事務局

一本会提出、三井銀行所有地所同族会事務局へ買上ケノ件

可決

三井銀行ハ不動産ト有価証券ヲ銳意他ニ売却スルノ方針ヲ取

リ、亦同族会ハ差当リ不動産中重ナル地所ヲ買上ケラルヘシトノコトハ予テ彼是議ニ上リ候、就テハ先ツ

一凡金五拾万円也 約定預ケ金九拾万五千円ノ内

一金貳拾五万円也 当季特別營業準備金トシテ收入予定額

合計金凡七拾五万円也

ニ相当スル地所ヲ買上ケ、猶漸次資金ノ許ス場合其余ヲ買上

ケラレ度、尤モ実行ノ都度評議會ヲ経テ更ニ提案可相成モ、

予メ方針決定相成度ナリ

以上 ○(三井八郎次郎印)

以上 ○(三井八郎次郎印)

可決

六月十三日(金曜日) 午后一時半重役会室ニ於テ第拾九回管理  
部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

○(早川千吉郎印)

○(三井養之助印)

(花押)(益田孝)

○(有賀長文印)

議事要項

一呉服店提出、前橋紡績所売渡ノ件

可決

本案ニ就テハ呉服店提出案ノ通り売渡スヲ得策ナリトス

理由

前橋紡績所へ、曩キニ新町紡績所ト共ニ全国絹糸紡績業者大

合同ニ加入ノコトニ一旦決議アリシモ、大合同者協議ノ結果、

新町ノミ加入ノコトニ相成リ前橋ハ取除カレタルモノニシテ、

今後三井唯一ノ絹糸紡績所トシテハ余リ小規模ニ付、寧ロ希

望者有之ヲ幸ヒ売渡ストセハ、新町及ヒ前橋トモ処分相付

キ、呉服店整理上ノ一端ニ相成リ好都合ノコト信ス

一共用費徴収率決定ノ件

可決

共用費徴収率ハ、各營業店毎半季総益金ヨリ総損金ヲ差引キ

タル残額ノ百分三ト定ムル事

理由

六月十日(火曜日) 第拾八回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

○(早川千吉郎印)

○(有賀長文印)

○(三井得右衛門印)

協議要項

一銀行提出、三十五年上期給与金ノ件

可決

一物産会社提出、三十五年上期賞与支給ノ件

可決

一物産会社提出、外国米五百屯一時買越ノ件

可決

一企々 長崎支店ニ於テ石炭一時買越トナリタル件承認

方ノ事

可決

一呉服店提出、三十五年上期使用人賞与金支出ノ件

可決

一本会提出、三井營業店使用人身元保証金規則修正ノ件

共用費規程ハ別紙ノ通り四月一日ノ同族会ニ於テ可決相成候

処、徴収率ハ管理部ニテ調査ノ上定ムルコト相成居リ候ニ付  
重役会及ヒ管理部ノ予算取調ヘ且各營業店三十五年上半季利  
益予算ニ依リ計算スルニ本文ノ通り百分三トスレハ

一金七万八千四百六拾貳円八十九錢九厘 徴収予定額

内

金壹万五千貳百四拾八円也

管理部経費予算額

金五万五千六百九拾円也

重役会経費予算額

計金七万九百参拾八円也

差引金七千五百貳拾四円八十九錢九厘 残額

ト相成候

(別紙共用費予定表、予算表略之)

一 鉦山会社提出、役員通常賞与給与ノ件

可決

但シ三十五年上半季ノ分

一 芝浦製作所処分ノ件 (益田専務理事發議大要)

本案ハ曩キニ買入有之候ハ、売却スルコトニ予定相成、朝吹理  
事ヨリ東京電車鉄道重役ニ内交渉ノコト相成居候処、今急ニ  
手放ストスレハ売価安ク、高価ニスレハ望ミ人ナシ、殊ニ  
此売却ノコト全所ノ者ノ耳ニ入ラハ、大ニ勇氣ヲ阻喪シテ如何  
トモ致シ難キニ付、極ク秘密ニシテ彼是取調ヘタル処ニ依レ  
ハ、寧ロ所有財産ヲ相当ニ見積リ株式組織トスル方、業務ニ  
差シタル影響ナク加フルニ株式ノ方売リ易クモアリ、且ハ電  
氣ニ關係アル者即チ得意先トナルヘキ向ニ於テ株主トナルヘ  
キ意向モ有之ニ付、此方針ニシテ如何云々陳述アリテ可然ト

決ス (詳細別録ニアリ)

一 呉服店各製糸所処分ニ關スル件 (朝吹理事陳述大要)

新町、前橋兩絹糸紡績所ハ既ニ処分方決定相付キ残ル富岡、  
大崎、名古屋及ヒ三重ノ工場ヲ所有セサルモ、今後物産会社  
紐育支店ニ於テ商業上差支ヘ之ナク、旁好キ買人アラハ売却  
スル方針ヲ取ラレテハ如何、尤モ容易ニ望ミ手見出シ難ク、  
殊ニ三重、名古屋ハ売却六ヶ敷ト察スレテ、兎モ角整理ノ方  
針ヲ右様御内定可然哉ト陳述アリ、協議ノ末之ニ決ス (詳細  
別録ニアリ)

一 綿糸ノ海外一手販売引受ノ件 (益田専務理事發議大要)

大阪ニ於テ、紡績聯合会會員カ同盟シテ連合販売即チ其製品ヲ  
悉ク一手ニ托シテ販売セントスル企テ起リ、從テ競争ナキヨ  
リ内地ニ於テ高ク売リ、其残りヲ支那ニ安ク売ルコトナル事  
故若シ三井ニ於テ此内地売ヲモナストキハ、三井ハ高売ナリ  
買占メナリ杯ト世間ノ批難攻撃ヲ来スノ恐レアルニ依リ、之  
ヲ避ケテ物産ノ最モ得意トスル海外ヘノ綿糸一手販売丈、相  
當ノ報酬ヲ得テ引受ケノ方、安全ニシテ且利益アル取引信  
ス、併シ斯ル聯合ニ關係スルコトハ事重大ナルヲ以テ御意向伺  
置度云々陳述アリト、可然ト決ス (詳細別録ニアリ)

以上

六月十七日 (火曜日) 第貳拾回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

○(三井得右衛門印)

○(朝吹英二印)

○(有賀長文印)

○(三井八郎次郎印)

(花押)(益田孝)

○(早川千吉郎印)

(自署)(岡塚鷹)

○(早川千吉郎印)

協議要項

一三井銀行營業方針ノ件

可決

各營業店ノ營業方針ハ從來自ラ一定セル所ナキニアラズト雖  
尺、輒近ノ狀勢ニ徴シ將來ノ趨向ニ察スルニ、単ニ進取ニノ  
ミ走ルハ不可ナルヲ以テ、当分ノ間專ラ現狀保守ノ方針ニ拠  
リ内部ノ整理ヲ努メ、節儉力行以テ基礎ノ鞏固ナランヲ目  
的トナサントス、而シテ三井銀行ハ各店ノ金融ヲ掌リ營業店  
ノ中堅タルモノナレハ、先以テ全行ノ鞏固ナランヲ欲シ、  
全行ノ方針ヲ左ノ如ク決定セントス

協議要項

一銀行提出、大藏省証券再割引ノ件

可決

一全〃 役宅料ノ件

可決

一全〃 鴨東銀行貸金ノ件ニ付電報案

可決(誤記)

一全〃 三井銀行現營業用新右衛門町地所建物売却ノ件

可決

一全〃 三井鉱山会社營業場京橋区山城町家屋売却予約ノ件

可決

一鉱山会社提出、三池ビーハイブ式焦煤窯設置起業費支出ノ件

可決

以上 ○(三井八郎右衛門印)

キ事

六月二十日(金曜日) 第貳拾壹回管理部会ヲ重役会室ニ於テ開

一鐘淵紡績会社ニ中津紡績会社合併ニ関スル件

- 出席員 ○(三井三郎助印)
- (三井養之助印)
- (三井得右衛門印)
- (有賀長文印)
- (朝吹英二印)
- (花押)(益田孝)

來七月愈鐘紡ニ九紡合併セハ、九州ニ於ケル紡績会社ハ僅カ  
ニ中津、博多ノ二ヶ所ノミニ候処、当方ニ於テハ目下只管整  
理ノ方針ニテ擴張ハ欲セサル場合ナカラ、若シ差シタル資金  
ヲ要セスシテ此兩会社合併ノ一成就セハ、今後他ニ競争者無

ク自衛上願ル好都合ト可申、然ルニ博多ノ方ハ興泰号ヨリ式拾万円ノ負債アルヲ以テ、多分正金ヲ要スヘク等合併上彼是面倒可有之ニ付、未タ交渉ノ運ヒニ至ラサレバ、中津ノ方ハ鐘紡株券五千五百株ヲ出シ負債六万円ヲ引受ケ、始末金壹万五千円都合參拾五万円ニテ相談纏リ候ヘハ合併致シ可然哉云々陳述アリテ之ニ決ス

以上

六月廿六日(木曜日) 第貳拾貳回管理部会ヲ重役会室ニ於テ開

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井發之助印)

(自署)(岡塚磨)

○(早川千吉郎印)

(花押)(益田孝)

○(有賀長文印)

協議要項

一 早川銀行専務理事發議、麻生太吉氏へ貸増下相談ノ件

本件ハ麻生太吉氏所有ノ炭坑一切ヲ担保トシテ、拾參万円ヲ貸増スナリシカ、參万円ヲ減シテ拾万円丈ケ貸増シ可然トノトニ内定セリ(詳細別録ニアリ)

一 益田、早川兩理事發議、湖南汽船株式会社株三井名義引受ニ関スル下相談ノ件

本件ハ曩キニ發起人タル益田孝、早川千吉郎名義ニテ、貳百

株ツ、都合四百株引受ケノトニ相成居リ候処、応募額予想ノ如クナラス且三井名義ノナキヲ遺憾トシ、發起人一同ヨリ請求モ有之、旁にテ六百株引受ケ都合壹千株引受クルトニシテハ如何トノ内相談アリタリ

以上

七月一日(火曜日) 第貳拾參回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

(花押)(益田孝)

○(有賀長文印)

○(早川千吉郎印)

(自署)(岡塚磨)

協議要項

一 物産会社提出、松本為之助遺族へ手当金支給ノ件 可決

一 企 〃 山本小四郎転勤及増給ノ件 可決

本案山本小四郎義ハ、本月二十二日死亡シタル松本為之助ノ後任トシテ倫敦支店勤務ヲ命シタル次第ニ付、曩ニ給料ニ関スル内訓モ有之候ヘトモ、事情不得已義ニ就テハ内訓第三項ニ依リ昇給可然ト認ム(本会意見)

一 物産会社提出、理事飯田義一日本精製糖株式会社取締役ニ就任認可ノ件 可決

理事飯田義一、此度日本精製糖株式会社株主總會ニ於テ取締役ニ選舉セラレ候間、就任方認可致度



(理由) 日本精製糖株式会社へハ原料糖ヲ殆ント一手ニ売込居リ候關係モ有之、当社ヨリ老名重役ヲ入レ該会社ノ内幕ヲ詳悉シ置クハ便宜不尠ト存候間、本文飯田義一ノ取締役就任ノ義認可致度次第ニ御座候  
以上

七月四日(金曜日) 第貳拾四回管理部会ヲ重役会室ニ於テ開ク

出席員 ○(三井三郎助印) ○(三井養之助印)

○(朝吹英二印) (有賀長文印)

○(花押)益田孝 ○(阜川千吉郎印)

協議要項

一益田専務理事提出、貿易見習生養成ニ関スル建議書

海外貿易ノ拡張ハ国家ノ急務ニ有之、而シテ之カ拡張ノ第一義ハ適當ノ人物ヲ得ルコトニ有之候処、本邦ニハ未タ之ヲ養成スヘキ機關具備致サス、僅カニ其階梯トシテ高等商業学校ノ設アルニ止リ候、尤モ農商務省ニハ海外実業練習生ノ制有之候へ共、経費少ク養成ノ方法亦其宜ヲ得サルカ為メ、未タ顯著ナル成果ヲ収ムルニ至ラス候  
我三井家ニ於テハ、祖先以来ノ御遺訓モ有之、海外貿易ニハ最モ力ヲ致サレ、曩ニ我社ニ於テ支那修業生ヲ養成スルニ際シテモ夫々御認許ヲ蒙リ、爾來着々実効ヲ収メ居リ候ニ就テ

ハ、此際更ニ一步ヲ進メ公益的ニ貿易見習生ヲ広く海外ニ派遣シ、他日我邦貿易事業ニ力ヲ竭スヘキ人材ヲ御養成相成候テハ如何哉ト奉存候  
其方法ハ先ツ以テ高等商業学校卒業生ノ如キ者ヨリ、品行方正、學術優等、身体強健、後來有為ノ青年ヲ選抜シ、支那、菲律賓、濠洲、印度、爪哇其他將來益貿易ヲ補充スヘキ地方ニ派遣シ、其地ノ適當ナル商店ニ入込マシメ、実務ヲ練習セシムル事ニ有之、当該地最寄ノ当社支店ニ於テハ、其入店ノ世話并監督ヲ為スヘキコトハ勿論ニ御座候

右ノ人物ハ大凡三ヶ年ヲ期限トシ、初年ニハ渡航費、食料、被服代、小遣等ニ引当テ年額貳千円ヲ給シ、二ヶ年目ヨリ多少給料等モ受取り得ヘキニ付千貳百元ニ減シ、三ヶ年目ハ更ニ減シテ八百円トシ、四ヶ年目ヨリハ全ク給費ヲ止メ候方針ニ有之、又派出人員ハ向フ三ヶ年間四名宛トシ、此経費総額ハ左ノ通りニ候

第一年目	第一回派遣者四名	年額貳千円宛	小計八千円
第二年目	第一回	年額千貳百元	四千八百円
	第二回	年額千貳百元	四千八百円
第三年目	第一回	年額八百円	三千貳百元
	第二回	年額八百円	三千貳百元
	第三回	年額八百円	三千貳百元
第四年目	第一回	年額八百円	四千八百円
	第二回	年額八百円	四千八百円
第五年目	第三回	年額八百円	三千貳百元
	全	合計	四万八千円也

斯クノ如クシテ養成シ得タル人物ハ必シモ三井家ニ奉職スヘキ義務ヲ負ヘシメズ、苟モ我貿易ノ進捗ニ尺瘁スル以上ハ其進退ハ之ヲ自由ニ任シ度、然カスルトキハ自然最モ有為ノ人材ヲ羅致シ得ヘク、從テ貿易見習生派遣ノ趣旨ヲ徹底スルヲ得ヘント相信シ候、右御詮議ヲ奉仰度。

益田専務理事ハ此建議書ニ関スル大体ノ意見ヲ陳述シ、朝吹理事ハ管テ重役会ニ於テ發議アリシ当時ヨリ、此件ハ大ニ贊成シタル次第、就テ本期ハ物産会社ノ利益非常ニ多ク、斯ル場合ニ先ツ此貿易見習生養成基金トシテ金五万円ヲ除キ置クトニシテハ如何云々陳述アリ、至極可然トノ贊成アリテ之ニ決ス。

一益田、朝吹両理事發議、湖南汽船株式会社株三井銀行引受ニ関スル件

本案ノ如ク更ニ六百株ヲ引受ケ都合壹千株ト為ストハ、不得已次第ニ付引受クルトシ、三井銀行名義ヲ止メ三井八郎次郎名義ト為シ、所有者ハ三井銀行ト修正シ、而シテ株ノ平均配当額ノ割合ヨリ不足スルハ、其不足ハ共用費ヨリ補充スルトシテハ如何云々陳述アリテ、修正通り可決ス。

一益田専務理事發議、三井銀行所有地所家屋ヲ同族会へ買入条件ニ関スル件

目下三井銀行所有ノ地所家屋中同族会へ買入レベキ部分ノ原価ヲ凡ソ百万円ト仮定シ、之ヲ原代価ニテ同族会へ買入ル、トトシ、是ニ特別營業準備金ヨリ凡ソ金參拾万円ヲ銀行ノ基

礎ヲ堅固ニスルノ資トシテ全行へ支出スルトセハ、銀行ニテハ百參拾余万円ニテ売却セシト同様ナリ

同族会ニテハ約定預ケ金九拾万五千円ノ内其半額、即チ四拾五万余円ヲ右代金ノ内へ支払ヒ、不足額凡ソ五拾五万円ハ銀行ヨリ当分借用シ、地所家屋ヨリ取得スル平均収益ニ相當スル利子ノ割合ヲ支払フニ致度云々ト陳述アリテ之ニ決ス

七月五日(土曜日) 第貳拾五回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印) (自署)(岡塚啓)

○(三井得右衛門印) ○(三井發之助印)

○(朝吹英二印) (花押)(益田孝)

○(有賀長文印) ○(早川千吉郎印)

協議要項

一銀行提出、三十五年上期利益分配案

以上

可決

七月八日(火曜日) 第貳拾六回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印) ○(三井八郎次郎印)

○(三井發之助印) (花押)(益田孝)

協議要項

一 銀行提出、株式会社日本興業銀行ト代理店事務取扱ニ関スル申請

一 物産会社提出、三十五年上半季損益決算ノ件

一 鉱山会社提出、全 上

一 全 〃 三十五年上期起業費決算ノ件

一 呉服店提出、三十五年上半季損益決算ノ件

一 各店提出、三十五年上半季特別賞与金給与ノ件

銀行特別賞与金老万六千六百拾七円也

鉱山 〃 金老万七千六百拾七円也

物産 〃 金参万〇四百六拾円也

呉服店特別賞与金六千六百七拾円也

本案特別賞与ニ関スル件ニ就テハ益田専務理事陳述アリ（詳細別録ニ記シアルヲ以テ之ヲ略ス）

以上

七月十五日（火曜日） 第貳拾七回管理部会ヲ開ク

出席員 〇（三井三郎助印）

〇（三井得右衛門印）

〇（朝吹英二印）

〇（有賀長文印）

（自署）（田塚磨）

〇（三井贊之助印）

（花押）（益田孝）

〇（早川千吉郎印）

協議要項

一 物産会社提出、臨時賞与支給ノ件

可決

一 全 〃 京城出張員事務所建築地購入ノ件 可決

一 全 〃 社船々備整理并船舶積立金法改正ノ件

一 全 〃 笹原出炭坑へ貸金ノ件 可決

一 鉱山会社提出、神岡鉱山普通財産処分ノ件 可決

一 全 〃 神岡鉱山起業費償却未済額補償ノ件 可決

一 全 〃 役員河村民介死去ニ付特別恩給金給与ノ件 可決

一 重役会提出、前橋紡績所ニ関スル件 可決

曩ニ絹糸紡績業者合同ニ加入ノ相談アリタル際、新町、前橋

両紡績所ヲ五拾万円ノ価格ニテ合同可致ト申出テタルモ、彼

是談合ノ結果、前橋ヲ除キ新町ノミ四拾五万円ニテ加入ノ

ニ決シ、其後前橋ハ同所長和田辰三郎等ヨリ談合アリテ、正

金参万円ニテ売却ノコトニ認許相成リタリ、然ルニ今般藤田四

郎氏全社長ニ就任ノ処、同氏ヨリ更ニ前橋ヲ株券面参万円ニ

テ譲リ受ケ合同スルコトニ致度旨懇談アリ、前ニハ五拾万円ト

申出置キ今更株券面参万円トスルハ安キニ過キ、駈引キセシ

如キ感アレトモ、一体前橋ハ新町ノ附属工場ノ如キモノニテ

合同スヘキ性質ノモノ、殊ニ頻リニ切望ノ事故其請求ニ応シ

度ト朝吹理事ノ發議アリテ合同ノ方可然ト本会ニ於テ決議致

候、右提出候也

以上 〇（三井八郎右衛門印）

七月十八日(金曜日) 第貳拾八回管理部会ヲ重役会室ニ於テ開ク

出席員 ○(三井三郎助印) ○(三井八郎次郎印)

(花押)(益田孝) ○(三井養之助印)

○(國塚磨印) ○(三井得右衛門印)

○(早川千吉郎印) (自署)(有賀長文)

協議要項

一倫敦支店羽二重買越高増加ノ件

可決

一團鉱山会社専務理事發議、三池炭坑四山附近海中坑区ニ関スル件

四山附近海中坑区ノ北方ハ斷層存在ノ恐レアリテ収益ノ見込相立難キモ、南方ニハ百万坪位ハ見込アルヲ以テ手ニ入ル片ハ全ク損失ニハ相成間敷モ、先願者獨立シテ如何トモ經營シ難キ場所ニ付、許可ノ曉當方之ヲ放任シ置キアグミ果タル後廉価ニ買入レ出來ル見込アレ共、三井ニ於テハ其策ニモ出難ク、殊ニ差當リ築港及試掘ノ妨害物ナリ、且只今益田理事陳述ノ如ク、現農商務大臣平田男今日迄許可ヲ与ヘサルニ就テハ容易ナラサル尽力アリタル事故、申サバ其願ニ対スルト兎ニ角後願者タル所ヨリ、此坑区凡ソ五百万坪ヲ七万円位程度トシ、忍テ讓受ケノ腹組ヲ以テ平田男ニ面会詳陳シテ、出金ノ心苦敷迎等篤ト了解セシムヘク云々陳述アリテ之ニ決ス

以上

七月二十二日(火曜日) 第貳拾九回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印) ○(三井養之助印)

○(三井得右衛門印) ○(三井八郎次郎印)

○(國塚磨印) (花押)(益田孝)

○(早川千吉郎印)

協議要項

一銀行提出、大藏省証券応募ノ件

可決

一本会提出、三十五年上半季營業店配当金不足額ヲ重役会經費ヨリ補充ノ件

可決

一本会提出、三十五年上半季重役会經費殘額ヲ同族会事務局ヘ納入ノ件

可決

以上 ○(三井八郎右衛門印)

七月二十八日(月曜日) 午前十時半重役会室ニ於テ第參拾回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印) ○(三井八郎次郎印)

○(三井養之助印) ○(三井得右衛門印)

(自署)(國塚磨) (花押)(益田孝)

○(朝吹英二印) ○(早川千吉郎印)

○(有賀長文印)

協議要項

一 銀行提出、鈴木梅四郎王子製紙会社取締役就任ノ件 可決

鈴木梅四郎王子製紙株式会社取締役ニ当撰ニ付就任ノ件何ノ趣聞届致度ナリ

早川銀行専務理事陳述

本案鈴木梅四郎王子製紙株式会社取締役ニ就任御認可ノ上ハ銀行調査係勤務申渡シ、自今月給ヲ支給セサルトセリ、就テハ王子製紙会社ヨリノ取得、銀行専任ニ比シ不足スル時ハ其不足額丈ケ共用費ヨリ補充スルコトニ致度、尤モ期末更メテ伺出可申モ、予メ御承認相成度云々陳述アリ

一 銀行提出、全行支店長等任命ノ件 可決

一 呉服店提出、和田辰三郎解雇ノ件 可決

一 全 〃 小田久太郎解雇ノ件 可決

以上

八月一日(金曜日) 午後一時半第拾壹回管理部会ヲ重役会室ニ於テ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

(花押)(益田孝)

○(三井八郎次郎印)

○(三井得右衛門印)

○(団家磨印)

協議要項

一 益田専務理事発議、朝鮮國王へ貸金ノ件

朝鮮紅蔘ノ販売契約ハ、当年出来タモノヲ明年迄ニ売ル丈ケ

ニテ了ルコト故、公使ヤ萩原書記官ハドウカ物産ニ之ヲ継統シ置セタシ、其ハ朝鮮官辺へ向ケ売込ムヘキモノハ一ニシテ足ラスト雖モ、此方へ買フヘキモノハ此紅蔘位ノモノ故、宛ニ角其ノ販売ハ日本人ノ手ニ取り置キタシトテ萩原書記官ノ申スニハ、朝鮮國王ハ電鉄ノ事ニテコールドブランカラ責メラレ、且此十月ニハ祭ガアリテ其費用カ百万円程掛ルトノコト、此機会ヲ取りテ五十万円モ貸与シ、之ヲ利用シテ紅蔘ノ売捌ヲ継承スルノ策可ナリトノ意見ナリ、実ニ紅蔘ノ売捌ハ日本人ノ手ニ引受ケ置度、殊ニ此一年許リ経験シテ相当ノ利益アルコトヲ知レリ、是ヨリ先ハ尚利益アル見込ナリ、平年ハ紅蔘ノ出来高式万五千斤位ナルニ、去年ハ非常ノ豊作ニテ五万斤程出来タリト此価凡ソ百五十拾万円、今年ノ分ハ已ニ凡ソ七千斤販売シ支那ノ正月迄ニハ跡価額百万位ハ売ル見込ミ、若シ貸金五拾万円以下ナレハ猶善シ、何レニモ此件ハ銀行ノ都合ニ依ルコトニテ、其返還ハ年凡ソ十拾万円程トシ五年ヲ要スルヲ以テ、暫ク資金ノ固定スルハ甚可ナラサレモ、外ト違ヒ朝鮮ノコトナレハ随分面白カルベシ、他日若シ金ヲ要スルハハ正金ナリ第一ナリ何レナリニテ融通付キ得ヘシ、且第一ニテハ沢氏ノ像ノ入りタ一種ノ切手ヲ出シテ相応ニ通用スルヲ以テ、現今モチエックニテ五万円位ハ出シ得ヘシ、今後二三年モ経バ拾万円位ハ便用シ得シ、只此原資金固定スレモ相応ニ面白味可有之ニ付、貸与シテハ如何ヤトノ發議アリ、彼是實

成アリテ終ニ貸渡シ可然ト決ス

一朝吹理事発議、王子製紙株式会社監査役タリシ齋藤専蔵へ慰勞金贈与ノ件

朝吹理事曰ク齋藤専蔵儀王子製紙会社監査役トシテ十年余リ従事ノ処、今度ノ改選ニテ解職セリ、同社若シ都合好キ情况ナレハ此際千円位ノ慰勞金ハ無論支給スベキ筈、左スレハ三井家ヨリ參百カ五百モ給セラルレハ善キ訳ナレト、何分御承知ノ如キ王子ノ現情ナレハ波多野承五郎、益田克徳杯ヘト共ニ少シモ手当致シ難キ次第、予テ齋藤専蔵ヘハ御暇ノ際金壹万円ト年金四百円給セラル、一故、三井家ノ側ヨリハ更ニ支給ノ必要ナクモ、王子ニ永ク監査役ヲ勤務シタト云フ廉ヲ以テ何程カ御遣シテ願度云々陳述アリ、依テ其金額ニ就キ評議ノ末、王子製紙会社監査役勤務ノ慰勞トシテ共用費ヨリ金壹千五百円贈与スルコトニ決ス  
其他呉服店所轄製糸所ニ関スル件ニ付益田専務理事陳述アリテ彼是協議セリ(詳細別録ニアリ)  
以上

八月五日(火曜日) 午后一時半ヨリ重役会室ニ於テ第參拾貳回  
管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)  
○(三井養之助印)

○(三井八郎次郎印)  
○(三井得右衛門印)

○(團家磨印)

○(早川千吉郎印)

協議要項

一銀行提出、鈴木梅四郎收入不足額ヲ共用費ヨリ補給スルノ件 可決

一物産会社提出、鉄葉板外式品ノ買越ヲ大阪支店へ許ス件 可決

一物産会社提出、上海所有地持替ノ件 可決

一營業店視察担任変更ノ件

曩ニ定メタル分担ノ内、物産ノ三名中三井高純ヲ呉服店ニ廻ハシ、呉服店ノ三井武之助ヲ除キ、又鉱山ノ三井元之助ヲ除キ、三井壽太郎ヲ加ヘ至急着手ノ議アリテ、視察分担左ノ通り決ス

三井 銀行 { 三井八郎次郎 三井源右衛門  
三井守之助 三井得右衛門

三井 鉱山会社 { 三井得右衛門 三井養之助  
三井壽太郎 三井呉服店 三井高純

一團鉱山会社専務理事発議、三池炭礦医師囑托ノ件

團理事曰ク、田川ニハ先般良キ囑托医ヲ得シニ、三池ニハ医師二人アルモ之ヲ支配スル程ノ良医ナシ、然ルニ事務員等ノ病者ハ少キモ近頃次第ニ良民工夫増加、随テ病者負傷者等不尠ニ付、予テ良医ヲ置クコトニ致シ度存セシ処、幸ヒ鳥取県病院長某目下月給貳百円ニテ勤メ居リ收入ノ点ヨリ転動希望ノ

由、此者ハ大卒卒業後既二十年モ経験アルコト故至極適當ノ様子、猶篤ト取調ノ上愈可然ハ、月給弐百五十円賞与ヲ加ヘテ三百円位ノ標準ニテ囑托スルコトニ致度、採用ノ上ハ開業セヌト云フコト一条件ト致可申云々陳述アリ、而シテ医務局ハ独立セシムルカ、事務員及ヒ其家族ノ診察料ハ徴スルカ、三池郡在住者ニ対シテハ他医ノ紹介アル者ニ限り診察ヲ許スカ等ニ就テハ、各礦山トモ大体一定スヘキ管故十分取調ヘ規定スルコトヲ要スヘキモ、良医聘用ハ名聞實際共ニ必要ニ付、囑托可然ト決ス

其他東京モスリン紡織株式会社拡張ニ関スル件等ニ付、益田専務理事陳述アリ(詳細別録ニアリ)

以上

八月十二日(火曜日) 午后一時半重役会室ニ於テ第參拾參回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

(花押) 益田孝

○(田塚磨印)

○(三井八郎次郎印)

○(三井得右衛門印)

○(早川千吉郎印)

協議要項

一 物産会社提出、外国米七千屯迄買越認許ヲ得ル件 可決  
其他呉服店所轄ノ製糸場譲渡ニ関シ、原富太郎氏ト引合ノ件ニ

付、高橋呉服店理事ノ報告アリテ彼は協議アリ(詳細別録ニアリ)  
以上

八月十九日(火曜日) 午后一時半重役会室ニ於テ第參拾四回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

(花押) 益田孝

○(朝吹英二印)

○(三井八郎次郎印)

○(三井得右衛門印)

○(早川千吉郎印)

○(田塚磨印)

協議要項

一 銀行提出、間島弟彦欧米ヘ出張辞令案 可決  
一 物産会社提出、大坂支店長藤瀬政次郎譴責ノ件 可決  
一 全 〃 大阪支店ヘ綿布臨時買持承認ノ件 可決  
一 全 〃 金融ヲ与フル手段トシテ日本精製糖株式会社  
ヘ地所倉庫買入ノ件 可決

以上

八月廿六日(火曜日) 午後一時半重役会室ニ於テ第參拾五回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井八郎次郎印)

○(三井養之助印)

○(三井得右衛門印) ○(早川千吉郎印)

○(田塚磨印) ○(朝吹英二印)

○(有賀長文印)

協議要項

一 銀行提出、營業規則改定ノ件 可決

一 物産会社提出、本店營業部へ枕木式拾万本先買認可ノ件 可決

一 物産会社提出、砂川木挽工場用原材先買認可ノ件 可決

一 企 〃 支那羊毛沓干担先買認可ノ件 可決

右ノ外三井呉服店所轄製糸所ニ関シ原富太郎氏へ再応照会ノ高橋理事報告、鐘淵紡績会社々債募集ニ対シ伯爵井上顧問ノ意見ニ関スル早川理事陳述、平岡浩太郎氏ニ関スル益田理事ノ陳述アリ(詳細別録ニアリ) 以上

九月九日(火曜日) 午後一時半重役会室ニ於テ第參拾六回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

(花押)(益田孝)

○(有賀長文印)

協議要項

一 銀行提出、東京モスリン紡織会社株式売却ノ件 可決

一 物産会社提出、会社契約変更ノ件 可決

以上

九月十八日(木曜日) 午后一時重役会室ニ於テ第參拾七回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

(自署)(田塚磨)

○(早川千吉郎印)

協議要項

一 銀行提出、所有々価証券中便宜処分ノ件 可決

当行所有々価証券中左ノ分ハ所謂端株ナルモノニシテ、利殖上面白カラサルモノアリ、又体面上長ク当行ノ所有トシテ保存スルノ不利益ナルモノ有之候ニ付、左ノ方法ニ依リ便宜処分仕度

額面又ハ株数	一株原価	時 価	計
神戸市公債 四七、五〇〇 円	八九・〇〇	八五・二〇	四〇、五六・〇
長崎市 一〇〇、〇〇〇 円	八九・五〇	八五・〇〇	八、五〇〇・〇〇
港灣改良公債 一、二七〇・五〇 銭	八四・〇〇	八四・〇〇	九、五〇・五〇
函館水道起業公債			



小野田	二六、〇〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	二六、〇〇〇・〇〇
セメント社債	株			
京都織物会社	五七五	元	三・三三	一八、五三・〇〇
旧株	五七五	六・五〇	三・三三	七、八七・〇〇
新株	四六六	〇・〇〇	三・〇〇	一六、〇〇・〇〇
四日市製紙会社	四六六	〇・〇〇	三・〇〇	一三、〇〇・〇〇

右神戸市公債及小野田セメント社債券ハ当行大阪支店ヲシテ  
其他ノ有価証券ハ所在当行支店ヲシテ其地ニ於テ精々高価ヲ  
以テ売却セシメ度<sup>1</sup>

関西鉄道会社	一八式	五〇・〇〇	四・〇〇	七、四四・〇〇
株				
北海道鉄道会社	一〇〇〇	五〇・〇〇	五・〇〇	一五、〇〇〇・〇〇
株				

右当地ニ於テ株式仲買ヲシテ、精々高価ヲ以テ売却セシメ度<sup>1</sup>

小名木川綿布	一、八五〇	八・八二	八・八二	一、六四・九金
会社株	株			
東京海上保険	一、四三三	九・九六	三・六〇	一八、四三・〇
会社株				
東京印刷会社	一、三〇七	五・〇〇	五・〇〇	一三、〇〇・〇〇
株				
巴石油会社	一、〇〇〇	三・五〇	三・五〇	三、五〇〇・〇〇
株				

右当地ニ於テ日比谷平左衛門、末松道成氏等其筋ノ人々ニ交  
渉シテ精々高価ヲ以テ売却致度<sup>1</sup>

株数	一株ノ原価	時価	計
京釜鉄道	三三〇	一〇・〇〇	三、三〇〇・〇〇
第一回	六六六	五・〇〇	三、三三〇・〇〇
会社株	三三〇	五・〇〇	一、六五〇・〇〇
第二回	三三〇	五・〇〇	一、六五〇・〇〇
若松	三三〇	五・〇〇	一、六五〇・〇〇
松島	三三〇	五・〇〇	一、六五〇・〇〇
会社株	三三〇	五・〇〇	一、六五〇・〇〇
新株	三三〇	五・〇〇	一、六五〇・〇〇
湖南	三三〇	五・〇〇	一、六五〇・〇〇
汽船	三三〇	五・〇〇	一、六五〇・〇〇
会社	三三〇	五・〇〇	一、六五〇・〇〇
株	三三〇	五・〇〇	一、六五〇・〇〇

右重役所有名義ニ書替、之ヲ担保貸付金ニ振替ルカ或ハ業務  
ノ關係上三井物産会社ヲシテ所有セシムル<sup>1</sup>ヲ全会社ニ交渉  
致度<sup>1</sup>

株数	一株ノ原価	時価	計
東京ホテル	二五	五〇・〇〇	一、二五〇・〇〇
株			
万国東洋	一〇〇	三九・三七	三、九三七・〇〇
会社			
兵庫倉庫	七三	一三・〇〇	九、四一〇・〇〇
会社			
神港俱樂部	四〇	二五・〇〇	一、〇〇〇・〇〇
株			

右目下到底売却見込ナキヲ以テ当季ノ利益ヲ以テ償却処分致  
度<sup>1</sup>

一銀行提出、鐘淵紡績株式会社臨時株式総会ニ委任状作成ノ件

総會議件ノ鐘紡ト博多紡績ト合併ニ付交渉ノ結果ハ  
一金式拾四万円也 鐘紡株四千八百株

可決

一金參万六千円也 今期配当金

一金壹万貳千円也 重役賞与ト興泰号ヘノ報酬

一金四万円也 損失金

合計金參拾貳万八千円也

右相渡シ合同スルコトニ纏リタリ、而シテ合併トナルト鐘紡ニ

於テ、従来ノ株主同様ノ配当ヲ新株主ニ私ハネハナラヌコトナ

ルヲ以テ、予テ之ヲ引去リ置キ配当スルコトシ、九月ヨリ十

二月迄ノ損益トモ鐘紡ニ於テ負担ノコト、之ヲ合併条件ノ大要

トス

一 呉服店提出、津田興ニ外三名解雇及転動ノ件 可決

一 企 〃 勤統慰勞金給与ノ件 可決

一 企 〃 工業部決算ノ件 可決

工業部讓渡ノ結果工業部ノ損益計算別紙ノ如ク相成申候

○工業部損益調

支出之部

一金九拾四万六千貳百五拾六円九拾八錢壹厘

富岡、大崎、名古屋、三重、新町、前橋固定資金

一金拾貳万參千五百八拾七円六拾三錢六厘 繰越欠損金

一金壹万円也 新町損金見積

一金壹万八千円也 本部経費其他諸費予算

合計金百九万七千八百四拾四円六拾壹錢七厘

収入之部

一金四拾八万円也

絹糸紡績会社株金

一金拾壹万參千五百円也

一金拾貳万壹千五百円也 原商店ヨリ入金

合計金七拾壹万五千元也

差引金參拾八万貳千八百四拾四円六拾壹錢七厘

○同族会ヘ納付金勘定

一金五拾万円也

一金貳拾參万六千四百貳拾九円貳拾五錢參厘

合計金七拾參万六千四百貳拾九円貳拾五錢參厘

此内別紙勘定書ノ通り不足分

金參拾八万貳千八百四拾四円六拾壹錢七厘

引テ金參拾五万參千五百八拾四円六拾參錢六厘

内訳

金拾貳万壹千五百円也 原年賦証書

金貳拾參万貳千円也 絹糸紡績株券

金八拾四円六拾三錢六厘 正 金

○固定資金内訳書

一金拾四万九千八百円貳拾錢六厘

一金五万四千百拾七円五拾貳錢

一金拾六万八千六百拾九拾三錢八厘

一金拾五万八千八百拾四拾七錢七厘

一金參拾九万八千貳拾壹円九拾八錢三厘

一金參万貳千五百七拾五円八拾五錢七厘

合計金九拾四万六千貳百五拾六円九拾八錢壹厘

原商店ヨリ入金

原商店ヨリ受取ルヘキ年賦金

不足金

資金

置据借

返納金

富岡製糸所

大崎 〃

名古屋 〃

三重 〃

新町紡績所

前橋 〃

○繰越欠損金内訳書

三十四年上半分

- 一金參万九千九百拾九円貳拾三銭壹厘
- 一金壹万九千八百円七拾九銭也
- 一金六万參千參拾八円四拾參銭五厘
- 一金七万九百七拾六円八拾九銭四厘
- 一金貳万七百三拾六円七拾壹銭四厘
- 損金小計貳拾壹万四千四百七拾貳円六錢四厘
- 一金壹千參百七拾五円貳拾貳銭九厘
- 一金七千九百九拾五円貳拾壹銭八厘
- 益金小計八千五百七拾四円四錢七厘
- 差引金貳拾万五千九百壹円六拾壹銭七厘
- 三十四年下半分
- 一金九万七千九百五拾四円拾貳銭也
- 一金參万參千四百六拾九円九拾貳銭壹厘
- 損金小計拾參万壹千四百拾五円四錢壹厘
- 一金貳万四千九円貳拾四銭七厘
- 一金九千五百九拾九円拾四銭三厘
- 一金壹万五千三百八拾壹円貳拾五銭五厘
- 一金壹万七千七百七拾七円拾四銭壹厘
- 一金七千六百六拾三円壹銭八厘
- 益金小計七万參千參百貳拾九円八拾錢四厘
- 差引金五万八千八拾五円貳拾參銭七厘

通計金貳拾六万參千九百八拾六円八拾五錢四厘 損失金  
 (朱印) 一内金拾三万七千貳百六拾六円四拾壹銭八厘  
 補填積立金消却ニ当ツ

〃金八百三拾七円八拾壹銭六厘

職工保護資金消却ニ当ツ

〃金貳千貳百九拾四円九拾八錢四厘

三十五年上半年利益金消却ニ当ツ

小計拾四万參百九拾九円貳拾壹銭八厘

引テ金拾貳万參千五百八拾七円六拾參銭六厘

此損失金與服部ヨリ借入タルモノナリ

○新町損金内訳書

一金貳万五千四百拾貳円四拾壹銭九厘

(朱印) 一内金壹万三千拾九円九拾五錢九厘

〃金貳千貳拾貳円四拾六錢

是ハ製品ノ残り売却益見積ナリ

差引凡ソ金壹万円也

○本部経費其他諸費内訳書

一金六千円也

一金五千八百円也

一金七百円也

一金五百円也

一金五千円也

計金壹万八千円也

滞 貸 金

消却基金見積リ

残品売却益

損失金予算

九月廿日迄 本部経費

〃 〃 固定勘定利息

〃 〃 呉服部借入金利息

〃 〃 身元保証金利息

四製糸所職工手当金

富岡損金  
 大崎 〃  
 名古屋 〃  
 三重 〃  
 前橋 〃  
 純損金

新町損金  
 本部経費  
 富岡益金  
 大崎 〃  
 名古屋 〃  
 三重 〃  
 前橋 〃  
 純損金

一 呉服店提出、全店将来ノ見込案

可決

三井呉服店現状ノ儘進行ノ見込ヲ以テ、前途兩三年間ニ亘リ余リ變更ナカルヘキ、利益ヲ較量スルニ大率左ノ如キモノナル可シ、但シ在来ノ理事一名監査役二名ヲ除キ、社長一名理事一名ト為ス可キ勘定ヲ以テ算定ス

一金貳拾五万五千円也

一金拾万四千元也

小計金參拾五万九千元也

内

金貳拾參万五千円也

金五千元也

金參万円也

金壹万五千元也

小計金貳拾八万五千元也

差引金七万四千元也

内

金七千貳百円也

金參千七百円也

金六千參百円也

金四万円也

金壹万六千八百円也

本店売上高百七拾万円ニ対スル一割五分ノ売益  
大阪支店売上高八拾万円ニ対スル一割三分ノ売益

諸 經 費

支 払 利 息

普 通 並

ニ 特 別 賞 与 金

社 長 並

ニ 重 役 給 料

納 益 金

恩 給 基 金

共 用 費

重 役 賞 与

社 員 配 当 (年八分)

積 立 金

(附言) 前記計算中売上高ハ最近数年ノ平均ニ依リ、經費及

普通特別賞与ハ昨年現在額ヲ以テ算出セリ、其他彼是參酌  
今後兩三年間ニ亘リテ大差ナカル可キ算定ヲ為シタルモノ  
ナリ

右ニ対スル本部ノ意見左ノ如シ

三井呉服店ハ從來呉服部、工業部ノ兩部ニ分レ、資金五拾万円ツ、都合百万円ノ会社ニ有之候処、今般工業部ハ悉皆他へ譲リ渡シタルニ付、今ハ呉服部ノミトナリ規模狭少ニナリタルヲ以テ各店ト同一軌ノ規則ニ由ルコト能ハス、從來ノ呉服店即チ小売業トナリタル次第ナルヲ以テ別紙勘定書(前出)ニアル如ク、社長及理事一名ツ、トシ総テ小売相当ノ方法ヲ設ケ、使用人ノ給料、賞与及恩給等ハ独立制度ニ依ルコトシ監査役二名ノ勤務補助費及理事一名ノ給料ハ、何分負担ニ堪ヘサルコト故此負担ハ除クコトニ致度、尤モ共用費、重役賞与、社員配当等ハ利益ノ割合ニ依リ納付スヘキモ、兎ニ角独立制度ニ改定スルコトニ致度事

團 鉦 山 会 社 專 務 理 事 發 議

一 北海道鐵山鉦區權取得ニ関スル件

團理事曰ク、北海道ニ何ヤラ面白ソウナ鐵山頭ハレ、曾テモ一応取調ヘントセシニ、当方杯デ手ヲ付ケレハ大評判ニナリソウナリシヲ以テ中止セシ処、此度ノ旅行ニテ聊探リシ所ニ依ルモ、五六礦區取得シテハ如何トノ念止マス、只之ヲ得ルノ道ハ考究ヲ要スルモ、幸ヒ此談ヲ持チ込ミシハ小野崎吾介氏トテ鉦山局長田中氏ノ縁者故、田中氏ニ能ク聞キ合セ信用

九月廿六日（金曜日）

午後一時半重役会室ニ於テ第參拾八回管

スヘキ人物ナラハ、之ニ抛テ先ツ五七礦区カ十礦区以内ヲ得然ル後十分取調ベタシ、否ラサレハ大騒キニナツテ容易ニ得難キニ至ルヘシ、目下礦区權ヲ得ルニハ印紙代ヤ手当等ノ費用一切ニテ、一礦区百五拾円以内ニテ足ルヘシ、此鉄山ハ所有炭礦近傍ニアリテ運搬ノ便利亦極メテ宜シケレハ、事業ニ着手杯有無ノ考ハ後トシ、兎ニ角此処數礦区取得セラレテハ如何云々陳述アリ、之ニ對シ假令之ヲ取得スルニ費用ハ少額ナリトモ一時ノ投機デナク、ツマリ調査ノ結果佳良トナレハ着手ノ考案アルヲ要ス、若シ之ナクシテ管理部会が贊同スルハ穩当ナラサルベシ、殊ニ三井カ調査スルト聞ケハ争フテ手出シスル者アルトスルモ、事業ニ着手スル者容易ニナキヲ以テ持續スルヲ得ス、左スレハ十分取調ノ上何時モ安価ニ入手スルヲ得ヘント云ヒ、或ハ十中八九其說ノ如クナルベキカ其前輒ク入手シテ調査ノ上不結果ノ処ハ放棄シテ差支ナシ或ハ壹万円モ調査費トシテ試ミニ支出シテハ如何ト云ヒ、結局三井ハ縮少整理スル斗リデナク、縮少スルカト思フ内ニ何日ノ間ニカ北海道鉄山ニ手ヲ廻ハシテ居ルト世間ノ人ニ思ハシムルモ或ハ宜シカラん杯、彼是協議ノ末五千円迄調査費トシテ支出可然ト決ス

以上

理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

○(有賀長文印)

(自署)(岡塚磨)

(花押)(益田孝)

○(早川千吉郎印)

○(三井鑾之助印)

協議要項

一銀行提出、石川信外名懲罰案

可決

一物産会社提出、營業規則中改正ノ件

可決

一企 〃 市村并十三塚炭坑売却ノ件

可決

一鉦山会社提出、芝浦製作所スチーム、ハンマー新設起業費支出ノ件

可決

一呉服店提出、長田竹次解雇及慰勞金給与ノ件

可決

益田專務理事發議

一湖南汽船会社相談役諸否ニ関スル件

益田專務理事曰ク、湖南汽船会社相談役引受ケ呉レトノ申入レアリ、其相談役連中ハ、渋沢栄一、近藤廉平、安田善次郎、大倉喜八郎等ノ諸氏ニテ、在外者ハ此処不得已モ当地ニ居ル者ニハ直ニ承諾ヲ促セリ、一体同会社ハ最初方針ヲ誤リ長江筋ニ於テ先ツ地面ヲ買求メントセシモ、同所ハ開港場外ノトテ之ヲ得ルコト能ハス、茂木、石黒杯種々尽力セシモ詮方ナシ、其ハ兎ニ角相談役ハ右ノ如ク多人數ノコト故言ハ、無責任ニテ心安キ方ト可申モ、諾否如何可致哉云々陳述アリテ、彼是ノ成行キ上不得已トナレハ承諾アル方可然ト決ス

以上

十月三日（金曜日） 第參拾九回管理部会ヲ開ク

出席員 ○（三井三郎助印）

○（三井發之助印）

○（岡家磨印）

（花押）（益田孝）

○（早川千吉郎印）

○（三井高保印）

○（三井得右衛門印）

○（朝吹英二印）

○（有賀長文印）

協議要項

一 重役会提出、駿河町新築家屋へ移転後共同ノ庶務掛ヲ全族会事務局ニ設置シ、其経費モ共同負担トスル件 可決

團鈺山会社専務理事発議

一 東京高等工業学校卒業生基金ノ内へ寄附ノ件

東京高等工業学校卒業生ハ実用ニ適スルヲ以テ、当鈺山芝浦製作所、鐘淵紡績会社等ニテ使用致居リ候処、今般手島全校長ヨリ、是迄ノ経験上役立ツ人物ハ重ニ貧生ヨリ生スルニ就テハ其貸費資金ヲ得度トテ、三菱、住友、安田今一名へ懇談シ、三菱ニテハ五千円五ヶ年賦、住友ハ三千円寄附ノコトニ承諾、安田ト今一名モ目下考慮中ノ趣、就テハ此際三井家ニ於テモ寄附有之度旨懇請アリ、右寄附ニ付テノ条件ハ如何様ニテモ宜敷トノコトナリ、当方ニテハ右ノ如ク相応ニ全校卒業生ヲ使用シ居リ、且若シ当方ヨリ生徒ニ直接貸費スル片ハ、中

途違約等アリテ往々貸倒レ可有之モ、学校ニ於テスル片ハ是

等ノ患ト面倒ナク、一ヶ月極度拾円位ニテ貸費シ、卒業ノ上ハ漸次償還セシメ順次学資ニ乏クシテ望ミアル生徒ニ貸費スルコトヲ得、其効用渺ナカラズ云々陳述アリ、彼是協議ノ末五千円五ヶ年賦ニテ、三井總代名義ヲ以テ共用費ヨリ寄附ノ事ニ決ス

以上 ○（三井八郎右衛門印）

十月十日（金曜日） 午后二時重役会室ニ於テ第四拾回管理部会ヲ開ク

出席員 ○（三井三郎助印）

○（三井得右衛門印）

○（朝吹英二印）

○（有賀長文印）

○（三井發之助印）

（花押）（益田孝）

○（早川千吉郎印）

（自署）（岡家磨）

協議要項

一 駿河町新築家屋へ移転ニ関スル件ニ付相談アリタルヲ以テ、管理部会員ノ外各店理事（高橋呉服店理事不參）モ出席アリシ、移転ハ十一月十六日（日曜日）トシ、全月九日（日曜日）ニ招待者、全十一、十二、十三日ニ一般觀覽人ニ縦覽セシムルコト、右ニ関スル手続ハ同族会事務局ニテ取扱ヒ入用ノ場合ニハ各店ヨリ補助セシムルコト、其他縦覽當日ノ用意等ニ付協議アリ

以上

十月廿四日（金曜日） 午後一時半重役会室ニ於テ第四拾壹回管  
理部会ヲ開ク

出席員 ○（三井三郎助印）

○（三井得右衛門印）

（花押）（益田孝）

○（有賀長文印）

○（三井養之助印）

○（三井八郎次郎印）

○（朝吹英二印）

協議要項

一 銀行提出、神戸支店營業所修繕ノ件

可決

一 物産会社提出、市村并十三塚炭坑売却直段変更ノ件

可決

一 物産会社提出、長崎支店へ英炭壹千屯臨時先買認可ノ件

可決

一 重役会提出、三井營業店使用人身元保証金規則修正ノ件

可決

益田、朝吹兩理事發議

一 豊国炭坑処分ノ件

益田、朝吹兩理事ヨリ豊国炭坑処分ニ関シ、第一、第二、第  
三ノ三案陳述アリシ処、遂ニ左記ノ通り決シ伯爵井上顧問ノ  
手許ニ送ルコトナレリ

豊国炭坑ノ件

豊国炭坑ハ左記ノ各項ニ由リ整理スヘキモノト認ム

第一

平岡氏ハ従前ノ如ク豊国炭坑ヲ稼行シ、一切ノ債務ハ稼行ノ  
結果ニ由リ弁済スヘキコト

第二

炭坑ノ負債鉅額ナルヲ以テ宜ク債権者一同ニ懇談シ、利率ノ  
低額ヲ求ムルノ外無カルベシ

一般ノ債権者利率ノ低額ヲ承諾セハ、三井ニ於テモ其振合ニ  
準拠シ利率低減ヲ承諾センコトヲ助言スベシ

故ニ平岡氏ハ先ツ三井以外ノ債権者ニ交渉シ、速ニ其結果ヲ  
報告アランコトヲ望ム

第三

然レモ一般債権者ニ普ク交渉センコトハ多少ノ時日ヲ要シ、  
其間炭坑事業ノ休止ヲナサ、ルヲ得サルノ事情アルヲ以テ、  
事業休止ヲ免ル、ノ程度迄ニ、一時三井ニ対シ必要ノ金額貸  
増ヲ承諾セシム可シ、但シ此貸増ハ第四項拾五万円ノ内ヨリ  
差引クベシ

第四

炭坑ニ於テ新ニ要スル起業費八万円及焦屑ノ急ニ迫レル小口  
ノ債務、例之ハ支払切符、買掛金等支払未済トナリタル分ノ  
支払ニ充ツル為メ、金七万円合計拾五万円迄ハ一時三井ヨリ  
（年利壹割）繰替ヘシムベシ

勿論此貸増ハ三井ニ於テ甚ダ欲セサル所ナレトモ強テ之ヲ承  
諾セシムルニ付、平岡氏ハ宜ク之ヲ諒トシ、自身ハ言フニ及  
ハス子息、親族、炭坑関係者、部下一同ノ連署ヲ以テ、一般

債主が交渉条件ニ折合ハズシテ債務弁済ノ見込確立セズ、及ヒ債主ノ折合ヲ得テ事業ヲ継続スルモ債務弁済ノ見込確立セサル時ハ、炭坑ヲ三井名義ニ書替フルモ又ハ競売ニ附スルモ異議ナキ旨記載シタル誓書、及ヒ名義書替并ニ競売ニ必要ナル書類ヲ予メ調製シテ差出サルベシ

#### 第五

一般債権者ノ折合ヲ得テ炭坑事業ヲ経営スルトキハ、坑長ノ選任ハ平岡氏ハ宜シク三井ト商議ノ上之ヲ任免スベク、又炭坑ノ會計ハ三井ヨリ適当ノ人ヲ派遣シ之ヲ監督セシムベシ

#### 第六

平岡氏ハ炭坑ヨリ生スル毎期ノ益金中商況ヨリ生スル損失金及止ムヲ得サル新事業費ヲ引去リ、残余ノ十分ノ七ヲ以テ三井ノ債権ニ引当テ償還シ、十分ノ三ヲ以テ他ノ債務ヲ償還ス可シ

#### 第七

炭坑所在ノ機械、器具等ハ悉ク三井へ売却ノ手続ヲ為ス可キ  
坑業用地、建物等ニシテ登記ニ洩レタルモノハ此際悉ク登記ヲナスベシ

以上

十月廿八日（火曜日）

重役会室ニ於テ第四拾貳回管理部会ヲ開

ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井八郎次郎印)

(花押)(益田孝)

○(早川千吉郎印)

○(三井養之助印)

○(三井得右衛門印)

○(有賀長文印)

#### 協議要項

一 銀行提出、井上静雄辞令案

一 物産会社提出、天津支店新築ノ件

以上

可決

可決

十月三十一日（金曜日） 重役会室ニ於テ第四拾參回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

(自署)(有賀長文)

○(三井養之助印)

(自署)(田塚啓)

○(早川千吉郎印)

#### 協議要項

一 鉱山会社提出、本店職務章程改定ノ件

一 全 “ 三池炭礦職務章程改正ノ件

一 鉱山会社提出、職務章程改正ニ付重ナル職員任命ノ件

一 全 “ 三池炭礦火災ニ付臨時手当金給与ノ件

可決

可決

可決

可決

可決



一全 〃 硫黄鉱区廃業ノ件

可決

北海道千島国々後郡米戸賀村字一菱内

特許第二八八号

一硫黄鉱区八千百貳拾五坪

特許第三六八号

一硫黄鉱区参万八千〇貳拾五坪

以上式ヶ所

前記鉱区ハ曩年既ニ当会社ニ於テ操業ノ見込不相立一時休業罷在候折柄、函館真砂町居住佐藤長四郎ヨリ借受行業ノ申込有之、去三拾貳年二月ヨリ同人へ貸与相成居候モノニ御座候処、貸与期限モ昨三十四年十二月ヲ以テ契約満期ト相成、且同人ニ於テモ操業上困難夥敷収支不償乎、跡継続ノ見込ナキニ付返付ノ旨申出候ニ付、此上ハ權利保存ノ必要無之モノト認メ、此際廃業届出申度ト

一同族会諮問、共用費規程改定ノ件

可決

共用費ハ今回各營業店監査役勤務補助費ヲ支出スルコトナリタルノミナラス、逐次支出ノ費途増加可致ニ付左ノ通り改定シ、明治三十五年下半季決算ノ期ヨリ実施ノ事

第一条 共用費ハ、管理部会ニ於テ各營業店毎半季総益金ヨリ総損金ヲ差引キタル残額ニ依リ徴収率ヲ定メ、同族会ノ

認可ヲ經テ事務局ニ徴収ス可シ

第二条 同族会事務局ニ於テハ各營業店ヨリ徴収シタル金額ヲ事務局経費ト區別シ、管理部又ハ重役会ノ告知ニ從ヒ、

其經費並ニ各營業店ヨリ支出スヘカラサル費途ニ充用スヘシ、但シ各營業店監査役ノ勤務補助費ハ別ニ告知ヲ要セス  
支出スルモノトス

第三条 共用費ニ於テ余裕アルトキハ、管理部会ニ於テ其用途ヲ定メ同族会ノ認可ヲ經ベン

益田専務理事發議

一茂住鉱山処分ニ関スル件

茂住鉱山事務長谷川千代松ヨリ同礦向後ノ方針ニ付、若シ望ミ人アラハ売却スルカ或ハ貸渡スカ、夫等ノ方法ハ篤ト取調ノ上ノコトシ、差当リ従来ノ通り執務スルトスレハ出来得ル限リ縮少シ、可成事務ヲ簡易ニシ人員ヲ減スル方針ニテ改正致度トノ伺出ニ対シ、鉱山本店ニ於テモ出来得ル限リ革新為致候旨報告有之候処、益田理事ハ此報告ニ対シ若シ買人アラハ売却ノコト可然、尤モ極ク秘密ニテ売却代等通知セシメ処置スルコトニシテハ如何云々ト陳述アリテ之ニ決ス

以上

十一月七日(金曜日) 第四拾四回管理部会ヲ重役会室ニ於テ開

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

(自署)(有賀長文)

(自署)(岡琢磨)

○(三井義之助印)

協議要項

一物産会社提出、蓮尾茂幹社金私消事件責任者懲罰ノ件

可決

一鉦山会社提出、島田純一罷職ノ件

可決

一全〃〃 契約改定ノ件

可決

一益田、朝吹両理事提出、豊國炭坑貸金ノ件

可決

以上

十一月十四日(金曜日) 都合ニ依リ休会

十一月廿一日(金曜日) 午后一時半第四拾五回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井捷之助印)

(自署)(岡塚磨)

○(早川千吉郎印)

(花押)(益田孝)

○(有賀長文印)

○(朝吹英二印)

協議要項

一物産会社提出、天津日本專管居留地払下ノ件

可決

一鉦山会社提出、積立金規程其他改正ノ件

可決

一呉服店提出、呉服店積立金補填方ノ件

可決

三井呉服店ノ単独營業セシ當時ハ、積立金拾六万余円ニ至リ

シカ、工業部合併中金拾貳万參千五百八拾七円六拾三錢六厘

ヲ工業部損失ノ為メニ支出シタルヲ以テ營業上困難ヲ生シ、

同族会へ其補填方ヲ願出タル次第ニテ、事實不得已義ニ付願

出ノ通り同族会ニ於テ積立金中ヨリ支出方認可相成可然、而

シテ此支出金ハ、鉦山会社へノ貸金貳拾八万貳千〇三拾七円

余ニ対シ毎期利息ヲ支払ハシメ、又ハ其元金ノ幾分ツ、ヲ償

却セシメ、之ト特別營業準備金ノ内トヲ以テ漸次補填スル

可然乎

一書籍室設備ノ件

事務局、銀行、物産、鉦山会社等ノ共同書籍室ヲ頂階ニ設置

スルコトシ、其方法ハ取調フルコトニ決ス

以上

十一月廿八日(金曜日) 午后一時半第四拾六回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井捷之助印)

(自署)(有賀長文)

(自署)(岡塚磨)

○(早川千吉郎印)

(花押)(益田孝)

協議要項

一銀行提出、大蔵省証券応募ノ件

可決

一物産会社提出、砂川木挽工場機械増設其他ノ件

可決

一全〃〃 台北支店へ綿布先買認可ノ件

可決

一全〃〃 長崎本鉢所在骨粉工場売却ノ件

可決

一 重役会提出、図書室設置ノ件  
以上 可決

十二月五日(金曜日) 午后一時半第四拾七回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印) ○(三井養之助印)

(自署)(有賀長文) (自署)(田塚磨) (花押)(益田孝)

○(早川千吉郎印)

協議要項

一 物産会社提出、松尾長太郎解備ノ件 可決

一 企 〃 水谷耕平外式名へ解備慰勞金追給ノ件 可決

一 鉾山会社提出、三池鉾山払受者名義変更ノ義大藏大臣へ申請ニ  
関スル件 可決

一 管理部規則修正ノ件 可決

管理部規則中左記ノ通り修正相成度

修正事項

一 第五条ヲ左ノ如ク改ム

第五条 管理部会員ハ同族及ヒ各營業店理事中ヨリ、同族会

ノ特ニ撰任シタル者ト、管理部理事及ヒ同族会理事トス

一 第十三条ヲ左ノ如ク改ム

第十三条 管理部会長ハ常ニ各營業店業務ノ情状ヲ諮詢シ、

実況ヲ詳ニシテ連絡ヲ通シ統一ヲ保ツヘシ、且毎年一回各  
營業店支店長及ヒ之ニ相当スル者ヲ同時ニ召集セシメ、或  
ハ諮詢シ、或ハ方針ヲ指示スルコトアルベシ  
一 第十四条四号ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ  
五、營業資産、特別營業準備金等ノ運用ニ関スル件  
五号ヲ六号ニ改ム  
以上

十二月九日(火曜日) 午后一時半臨時第四拾八回管理部会ヲ開

出席員 ○(三井三郎助印) ○(三井養之助印)

(花押)(益田孝) (自署)(田塚磨) (自署)(有賀長文)

(自署)(田塚磨) (自署)(有賀長文)

○(早川千吉郎印) ○(朝吹英二印)

協議要項

一 銀行提出、有楽町集会所地先ノ土地ヲ購入シ、山城町所在鉾山  
会社元使用建物ヲ売却スルノ件 可決

一 銀行提出、当行所有王子製紙株式会社株ノ現代価償却ニ関スル  
件 可決

一 銀行提出、鈴木梅四郎補給金ノ件 可決  
以上

十二月十三日（土曜日） 午前十時臨時第四拾九回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井得右衛門印)

(自署)(岡塚鷹)

○(早川千吉郎印)

○(三井義之助印)

○(朝吹英二印)

(花押)(益田孝)

○(有賀長文印)

協議要項

一 銀行提出、王子製紙株式会社ニ対スル整理処分ノ件 可決

王子製紙株式会社重役ハ該会社整理ノ策トシテ、現在ノ同社資本金貳百萬元ヲ五拾万円ニ切下ケ、新二百五十拾万円ノ新株ヲ募集シ、以テ現在ノ負債ヲ償却スルノ外ニ、尚式拾八万円ノ新規借入ヲナシテ各工場ノ設備ニ改善ヲ加フルノ必要アリト申出テ、別紙資産改正明細書及各工場査定案総括表等ヲ提出セリ、而シテ当行ハ同会社ノ株式貳万四千百餘株ヲ所有スルノミナラス、固定資金今ヤ又百參拾八万円余ノ多額ニ上ルヲ以テ、当行ノ利害得失ヨリ打算シテ別紙甲号ノ如キ調査ヲ遂ケ、尚種々ニ交渉ヲ重ヌル所アリシカ、結局同社ハ別紙乙号ノ書面ヲ提出シテ貳拾八万円ノ新規借入ヲ中止スルノミナラス、同社貯蔵原料其他ノ節減ト、山林事業ノ縮少トヲ勵行シテ運転資金ノ内ヨリ參拾万円ヲ減額シ、之ヲ新規ノ工場設備費ニ活用シ攷々整理ノ奏効ヲ期スヘキニ付、切ニ前掲ノ申出ヲ容レラレンコトヲ懇請セリ

右ハ事情已ムヘカラサルモノト認ムルニ付、此際右ノ申出ヲ是認シ、資本金ノ切下ニ同意スルト同時ニ、当行ノ固定貨百參拾八万円ヲ以テ新株ノ中同額ノ振替応募ヲナシ、残り拾貳万円ノ新株ハ若シ他ニ応募者ヲ得ルコト能ハサルトキハ、是亦引受ケテ承諾スルコト、為サントス

右御評決有之度候也

別紙甲号、乙号両案、資産明細書及各工場査定総括表略之

以上 ○(三井八郎右衛門印)

十二月廿四日（水曜日） 午后一時臨時第五拾回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

(自署)(岡塚鷹)

○(有賀長文印)

協議要項

一 銀行提出、米山梅吉辞令案 可決

一 全 “ 明治卅五年下半年特別賞支給ノ件 可決

一 物産会社提出、犬塚信太郎増給ノ件 可決

一 全 “ 明治卅五年下半年特別賞支給ノ件 可決

一 鉱山会社 “ 全 上 可決

一 呉服店 “ 全 上 可決

一 重役会提出、各營業店契約改定ノ件 可決

一 本会提出、共用費徵收率ニ関スル件 可決

三十五年下半年共用費徵收率ハ各營業店総益金ヨリ総損金ヲ

差引キタル残額ノ百分四ト定ムル

(理由) 共用費規定ハ今般改定相成、徴収率ハ管理部会ニ於テ決定スルコトニ相成タリ、本年上期ハ百分三ニテ管理部及重役会経費其他各店共用ニ関スル費用ヲ支払フノミナリシカ、改定ノ結果各營業店監査役勤務補助費各店用度費ヲ除クノ外庶務掛ノ諸費用等ノ支出増加シタルヲ以テ、本文ノ通り百分四ト相定メ可然ト認ム (別紙参考書類略之)

以上

十二月三十日 (火曜日) 重役会後引続キ臨時第五拾壹回管理部会ヲ開ク

出席員 ○(三井三郎助印)

○(三井養之助印)

(自署)(印塚應)

○(有賀長文印)

(花押)(益田孝)

協議要項

一 物産会社提出、本店各係服務規程中改正ノ件 可決

一 企 〃 福井菊三郎外拾名増給ノ件 可決

一 鉢山会社提出、故渡辺参造遺族へ特別手当金給与ノ件 可決

一 重役会提出、明治三十五年下半季營業店配当金ニ関スル件 可決

以上